

＜修正案＞

# 北海道地域防災計画

(原子力防災計画編)

## 新旧対照表

令和 6 年 (2024 年) 1 月

# 北海道防災会議



現 行 (令和5年1月)	修 正 (令和6年1月)	修正理由								
<p>第1章 総 則 第1節～第6節 (略) 第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1～3 (略) 4 関係町村</p> <table border="1" data-bbox="170 354 1025 903"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(18) (略)</td> <td>泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町危機管理課 神恵内村総務課 寿都町総務財政課 蘭越町総務課 二セコ町総務課 俱知安町総務課 積丹町総務課 古平町企画課 仁木町企画課 余市町 <b>地域協働推進課</b> 赤井川村総務課</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～10 (略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 第1節～第2節 (略) 第3節 避難収容活動体制の整備 1～2 (略) 3 要配慮者等に対する配慮 (1) (略) (2) 関係町村は、道の協力のもと、要配慮者等を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、平常時より要配慮者等に対する情報伝達体制や避難誘導體制を整備するとともに、避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定等に努めるものとする。  (3)～(4) (略)</p>	事務又は業務	連絡の窓口	(1)～(18) (略)	泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町危機管理課 神恵内村総務課 寿都町総務財政課 蘭越町総務課 二セコ町総務課 俱知安町総務課 積丹町総務課 古平町企画課 仁木町企画課 余市町 <b>地域協働推進課</b> 赤井川村総務課	<p>第1章 総 則 第1節～第6節 (略) 第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1～3 (略) 4 関係町村</p> <table border="1" data-bbox="1133 354 1989 903"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(18) (略)</td> <td>泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町危機管理課 神恵内村総務課 寿都町総務財政課 蘭越町総務課 二セコ町総務課 俱知安町総務課 積丹町総務課 古平町企画課 仁木町企画課 余市町 <b>総務課</b> 赤井川村総務課</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～10 (略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 第1節～第2節 (略) 第3節 避難収容活動体制の整備 1～2 (略) 3 要配慮者等に対する配慮 (1) (略) (2) 関係町村は、道の協力のもと、要配慮者等を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、平常時より要配慮者等に対する情報伝達体制や避難誘導體制を整備するとともに、避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定等に努めるものとする。<u>なお、個別避難計画を策定する場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u>  (3)～(4) (略)</p>	事務又は業務	連絡の窓口	(1)～(18) (略)	泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町危機管理課 神恵内村総務課 寿都町総務財政課 蘭越町総務課 二セコ町総務課 俱知安町総務課 積丹町総務課 古平町企画課 仁木町企画課 余市町 <b>総務課</b> 赤井川村総務課	<p>機構改正に伴う修正</p> <p>『防災基本計画』修正を踏まえた修正</p>
事務又は業務	連絡の窓口									
(1)～(18) (略)	泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町危機管理課 神恵内村総務課 寿都町総務財政課 蘭越町総務課 二セコ町総務課 俱知安町総務課 積丹町総務課 古平町企画課 仁木町企画課 余市町 <b>地域協働推進課</b> 赤井川村総務課									
事務又は業務	連絡の窓口									
(1)～(18) (略)	泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町危機管理課 神恵内村総務課 寿都町総務財政課 蘭越町総務課 二セコ町総務課 俱知安町総務課 積丹町総務課 古平町企画課 仁木町企画課 余市町 <b>総務課</b> 赤井川村総務課									

現 行 (令和5年1月)	修 正 (令和6年1月)	修正理由																								
<p>4～7 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>道は、原子力災害対策指針等に基づき、上席放射線防災専門官やモニタリング関係機関と連携を図りながら、迅速かつ確かな緊急時モニタリングを実施するため「緊急時モニタリング計画」を策定するとともに、道が行う緊急時モニタリングの実施内容を示した「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」を策定し、これらに基づき緊急時モニタリング体制の整備を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>第6節～第13節 (略)</p> <p>第3章 緊急時応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 応急活動体制</p> <p>1 配備体制及び災害対策本部等の設置</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="152 783 1025 1337"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>配備体制の基準</th> <th>本部設置</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備</td> <td>原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき</td> <td></td> <td>総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部次世代社会戦略局情報政策課、環境生活部環境保全局、環境生活部自然環境局、<u>環境生活部ゼロカーボン推進局</u>、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通知を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認められたとき</td> <td>警戒本部の設置</td> <td>災害応急対策に関係のある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。</td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	配備体制の基準	本部設置	配備体制	第1非常配備	原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき		総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部次世代社会戦略局情報政策課、環境生活部環境保全局、環境生活部自然環境局、 <u>環境生活部ゼロカーボン推進局</u> 、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。	第2非常配備	1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通知を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認められたとき	警戒本部の設置	災害応急対策に関係のある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	<p>4～7 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>道は、原子力災害対策指針等に基づき、上席放射線防災専門官 <u>(又は放射線防災専門官)</u> やモニタリング関係機関と連携を図りながら、迅速かつ確かな緊急時モニタリングを実施するため「緊急時モニタリング計画」を策定するとともに、道が行う緊急時モニタリングの実施内容を示した「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」を策定し、これらに基づき緊急時モニタリング体制の整備を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>第6節～第13節 (略)</p> <p>第3章 緊急時応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 応急活動体制</p> <p>1 配備体制及び災害対策本部等の設置</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1115 783 1989 1337"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>配備体制の基準</th> <th>本部設置</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備</td> <td>原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき</td> <td></td> <td>総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部次世代社会戦略局情報政策課、環境生活部環境保全局、環境生活部自然環境局、<u>保健福祉部地域医療推進局</u>、<u>保健福祉部地域医療推進局</u>地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通知を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認められたとき</td> <td>警戒本部の設置</td> <td>災害応急対策に関係のある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。</td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	配備体制の基準	本部設置	配備体制	第1非常配備	原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき		総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部次世代社会戦略局情報政策課、環境生活部環境保全局、環境生活部自然環境局、 <u>保健福祉部地域医療推進局</u> 、 <u>保健福祉部地域医療推進局</u> 地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。	第2非常配備	1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通知を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認められたとき	警戒本部の設置	災害応急対策に関係のある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	<p>記載の整理</p> <p>機構改正に伴う修正</p>
体制区分	配備体制の基準	本部設置	配備体制																							
第1非常配備	原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき		総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部次世代社会戦略局情報政策課、環境生活部環境保全局、環境生活部自然環境局、 <u>環境生活部ゼロカーボン推進局</u> 、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。																							
第2非常配備	1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通知を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認められたとき	警戒本部の設置	災害応急対策に関係のある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。																							
体制区分	配備体制の基準	本部設置	配備体制																							
第1非常配備	原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき		総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部次世代社会戦略局情報政策課、環境生活部環境保全局、環境生活部自然環境局、 <u>保健福祉部地域医療推進局</u> 、 <u>保健福祉部地域医療推進局</u> 地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。																							
第2非常配備	1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通知を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認められたとき	警戒本部の設置	災害応急対策に関係のある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。																							

現 行 (令和5年1月)				修 正 (令和6年1月)				修正理由
第3非常配備	1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通知をうけたとき 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき 3 その他特に知事が必要と認めたととき	災害対策本部の設置	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。	第3非常配備	1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通知をうけたとき 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき 3 その他特に知事が必要と認めたととき	災害対策本部の設置	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。	原子力防災訓練を踏まえた修正
2 第1非常配備（初期活動体制） (1) 知事は、原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したときは、直ちに第1非常配備体制をとることとする。 <u>（新設）</u>  (略)				2 第1非常配備（初期活動体制） (1) 知事は、原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したときは、直ちに第1非常配備体制をとることとする。 <u>また、原子力規制委員会から要請があった場合には、所定の職員を派遣し、オフサイトセンターに係る設備等の機能確認を行うものとする。</u>  (略)				
図3-2-1 第1非常配備（初期活動体制）				図3-2-1 第1非常配備（初期活動体制）				
[本 庁]				[本 庁]				
部 名	課 名	所 掌 事 務		部 名	課 名	所 掌 事 務		
総務部	危機対策局	危機対策課	1 国（消防庁）及び防災関係機関との通報連絡に関すること。 2 後志総合振興局及び庁内各部等との通報連絡に関すること。	総務部	危機対策局	危機対策課	1 国（消防庁）及び防災関係機関との通報連絡に関すること。 2 後志総合振興局及び庁内各部等との通報連絡に関すること。	
	原子力安全対策課	1 国（原子力規制庁、内閣府）との連絡調整に関すること。 2 原子力環境センターからの情報収集に関すること。 3 緊急時モニタリングに関すること。 4 北海道電力株式会社からの情報収集に関すること。	原子力安全対策課		1 国（原子力規制庁、内閣府）との連絡調整に関すること。 2 原子力環境センターからの情報収集に関すること。 3 緊急時モニタリングに関すること。 4 北海道電力株式会社からの情報収集に関すること。			
総合政策部	知事室広報広聴課	広報に関すること。		総合政策部	知事室広報広聴課	広報に関すること。		
	次世代社会戦略局情報政策課	防災無線の統制に関すること。			次世代社会戦略局情報政策課	防災無線の統制に関すること。		



図3-2-2 第2非常配備 (警戒本部の組織及び主な所掌事務)

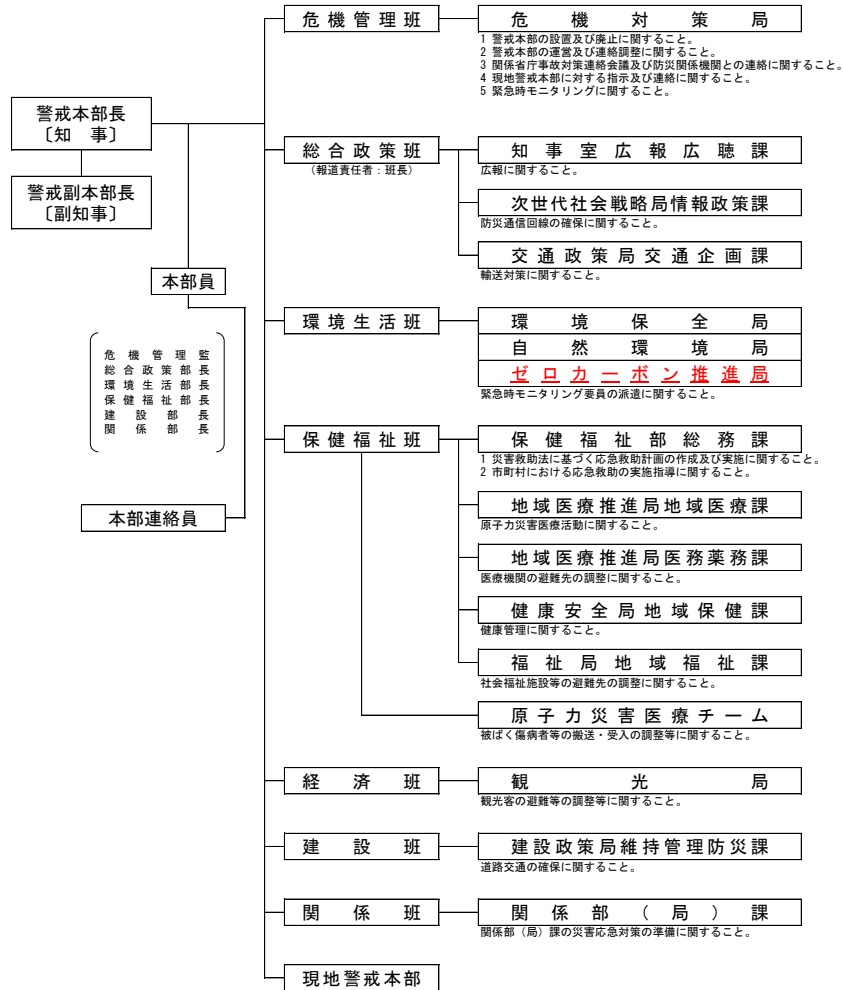
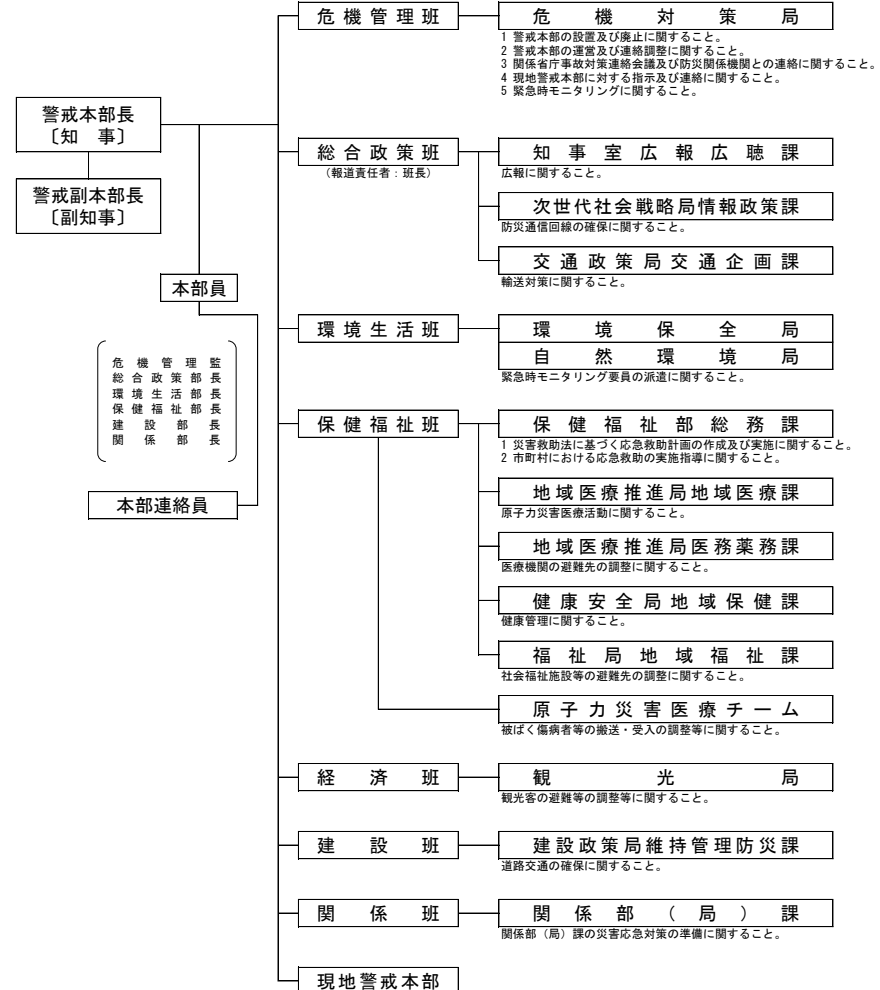


図3-2-2 第2非常配備 (警戒本部の組織及び主な所掌事務)



機構改正に伴う修正

現 行 (令和5年1月)

図3-2-3 第2非常配備 (現地警戒本部の組織及び主な所掌事務)



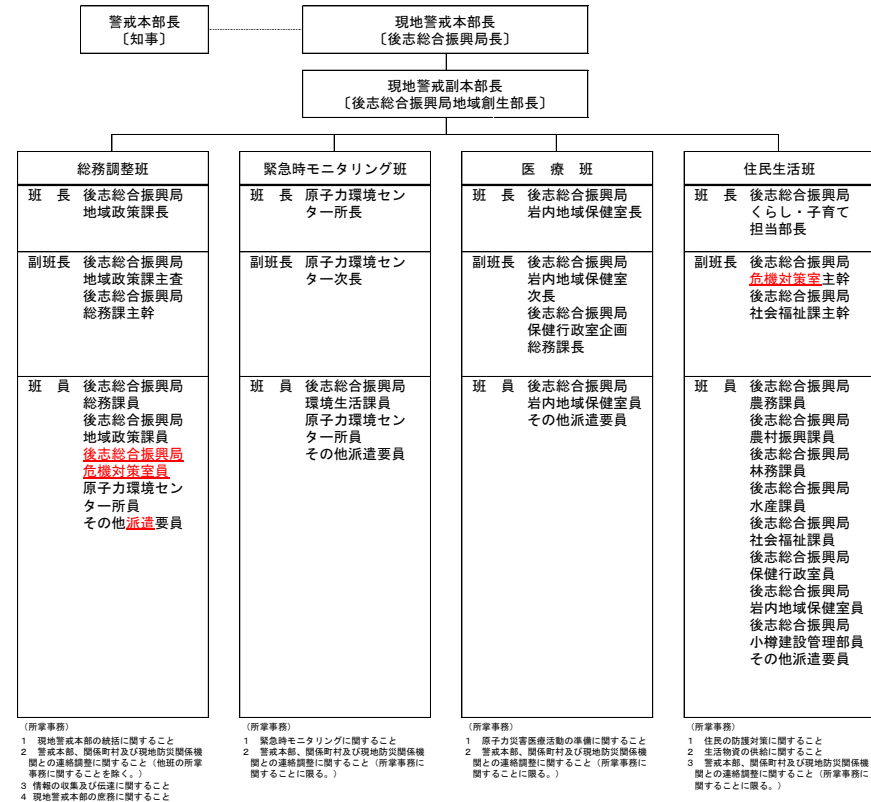
(2) ~ (4) (略)

4 第3非常配備 (災害対策本部の設置)

(1) 災害対策本部の設置及び組織等 (略)

修 正 (令和6年1月)

図3-2-3 第2非常配備 (現地警戒本部の組織及び主な所掌事務)



(2) ~ (4) (略)

4 第3非常配備 (災害対策本部の設置)

(1) 災害対策本部の設置及び組織等 (略)

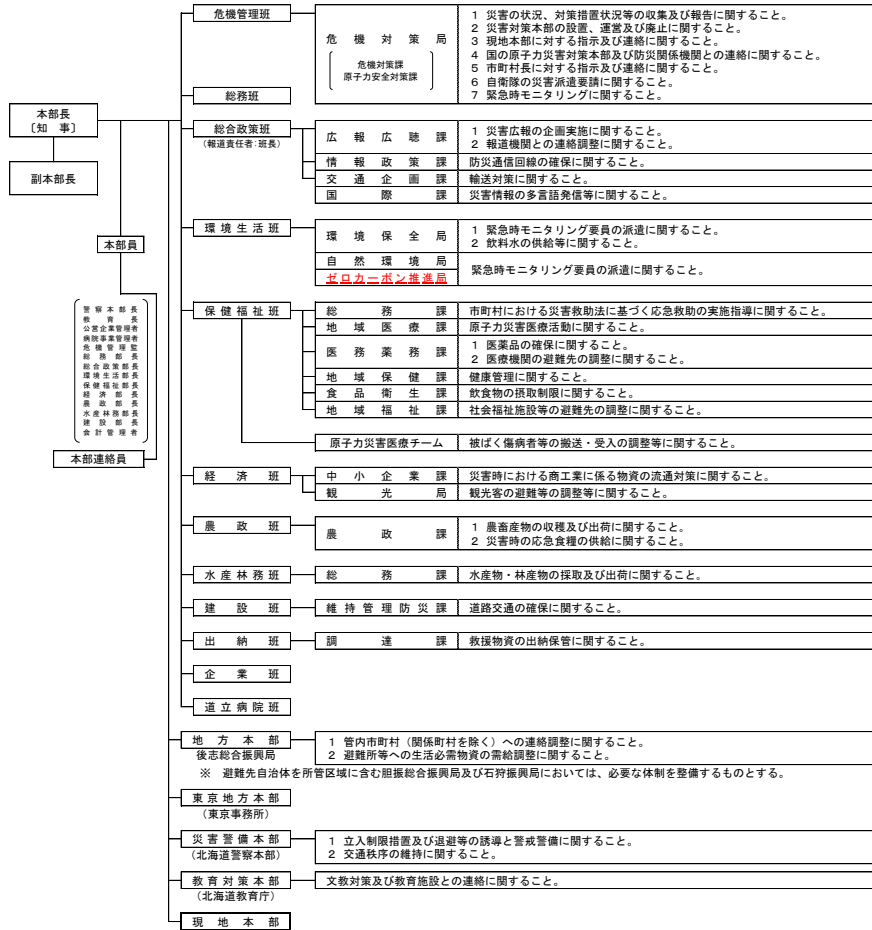
修正理由

機構改正に 伴う修正

文言整理

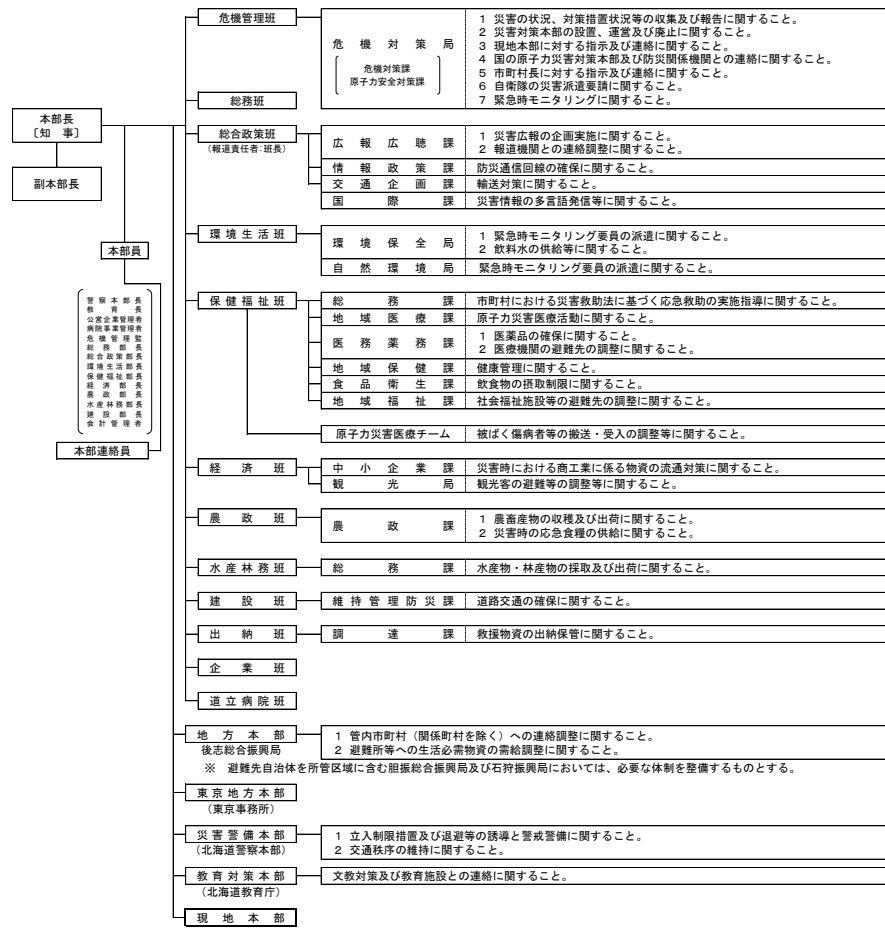


図3-2-4 第3非常配備 (災害対策本部の組織及び主な所掌事務)



(2) 現地災害対策本部 (略)

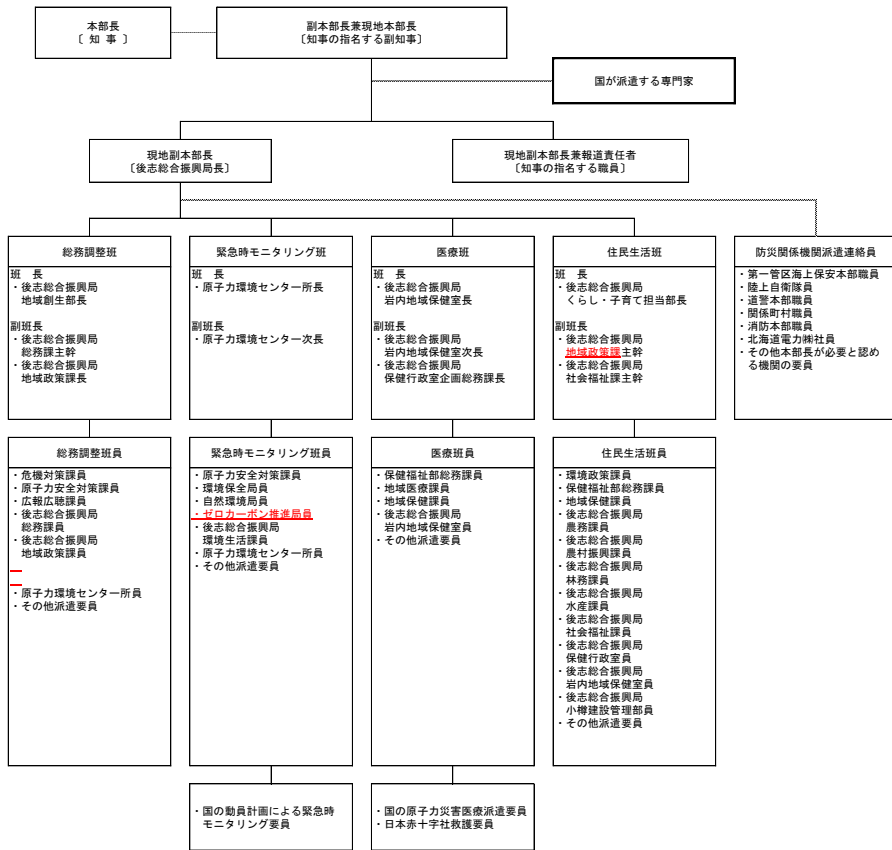
図3-2-4 第3非常配備 (災害対策本部の組織及び主な所掌事務)



(2) 現地災害対策本部 (略)

機構改正に伴う修正

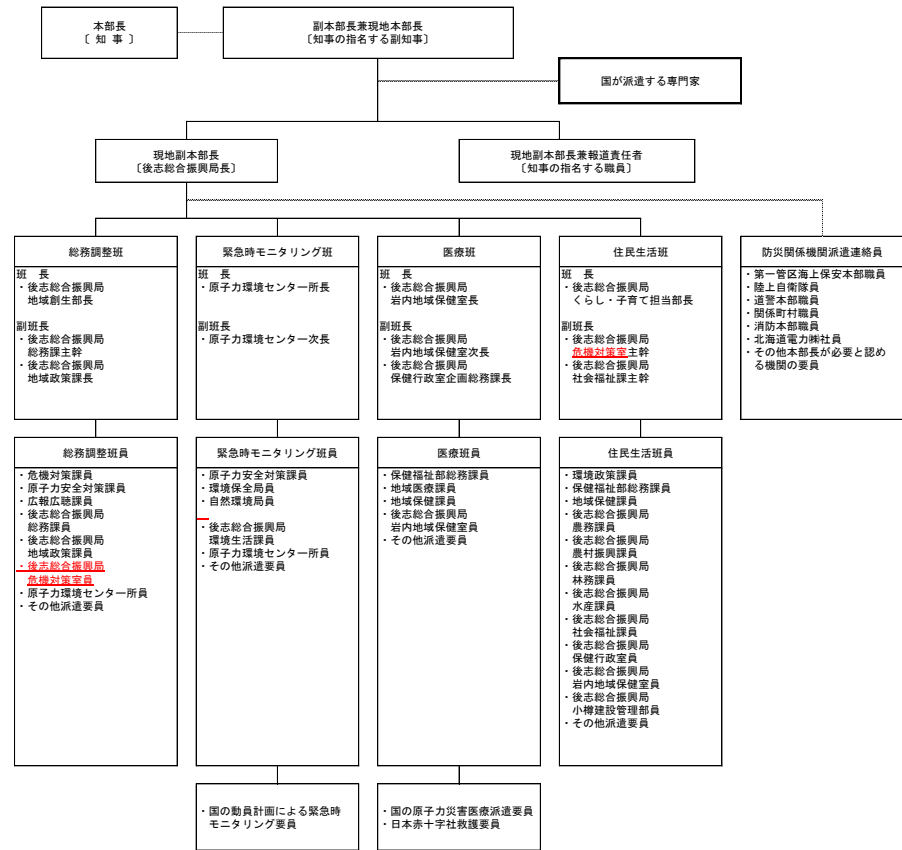
図3-2-5 第3非常配備 (現地本部の組織)



各班の主な所掌事務 (略)

- イ (略)
- (3) ~ (10) (略)
- 第3節 (略)
- 第4節 緊急時モニタリング (略)
- 1 緊急時モニタリング体制 (1) ~ (2) (略)
- (3) 緊急時モニタリング班の組織及び業務 ア~イ (略)

図3-2-5 第3非常配備 (現地本部の組織)



各班の主な所掌事務 (略)

- イ (略)
- (3) ~ (10) (略)
- 第3節 (略)
- 第4節 緊急時モニタリング (略)
- 1 緊急時モニタリング体制 (1) ~ (2) (略)
- (3) 緊急時モニタリング班の組織及び業務 ア~イ (略)

機構改正に伴う修正

現 行 (令和5年1月)	修 正 (令和6年1月)	修正理由
<p>ウ 緊急時モニタリング実施のための通信連絡 (略)</p> <p>図3-4-2 緊急時モニタリング実施通信連絡系統図</p> <p>注) モニタリング情報共有システムにより、緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有を図るほか、測定分析担当の測定・採取班及び分析班の測定結果等のデータを携帯電話回線で伝送する。</p> <p>2～3 (略) 第5節～第6節 (略) 第7節 原子力災害医療活動 (略) 1 原子力災害医療活動の基本的体制 (略)</p>	<p>ウ 緊急時モニタリング実施のための通信連絡 (略)</p> <p>図3-4-2 緊急時モニタリング実施通信連絡系統図</p> <p>システム変更に伴う修正</p> <p>文言整理</p> <p>システム変更に伴う修正</p> <p>2～3 (略) 第5節～第6節 (略) 第7節 原子力災害医療活動 (略) 1 原子力災害医療活動の基本的体制 (略)</p>	<p>システム変更に伴う修正</p> <p>文言整理</p> <p>システム変更に伴う修正</p>

現 行（令和5年1月）	修 正（令和6年1月）	修正理由
<p>(1) 原子力発電所や避難退域時検査場所等における対応 (略)</p> <p>(2) 原子力災害医療協力機関における対応 原子力災害医療協力機関は、次の機能のうち、1項目以上を実施し、原子力災害医療対策の実施に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療を行うこと。</li> <li>・<u>被災者の放射性物質による汚染の測定を行うこと。</u></li> <li>・「<u>原子力災害医療派遣チーム</u>」を<u>保有</u>し、その派遣を行うこと。</li> <li>・救護所への医療チーム（又は医療関係者）の派遣を行うこと。</li> <li>・避難退域時検査実施のための放射性物質の検査チームの派遣を行うこと。</li> <li>・安定ヨウ素剤配布の支援を行うこと。</li> <li>・その他、原子力災害時に必要な支援を行うこと。</li> </ul> <p>(3) 原子力災害拠点病院における対応 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シャワー設備等による身体の除染</li> <li>・局所又は高線量被ばく患者の診療</li> <li>・内部被ばくの可能性がある者の診療</li> <li>・合併症の根本的な治療</li> <li>・高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センターへの転送の判断等</li> </ul> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 道における対応 (略)</p> <p>原子力災害医療チームは、現地警戒本部又は現地本部の医療班と連携して、必要に応じて次の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被ばく傷病者等の搬送先を医療機関、消防機関等に指示</li> <li>・他府県に対する原子力災害医療派遣チームの派遣要請</li> <li>・国の指示に基づき、安定ヨウ素剤の投与について伝達</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 原子力災害医療活動等の実施 (1)～(3) (略)</p>	<p>(1) 原子力発電所や避難退域時検査場所等における対応 (略)</p> <p>(2) 原子力災害医療協力機関における対応 原子力災害医療協力機関は、次の機能のうち、1項目以上を実施し、原子力災害医療対策の実施に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療を行うこと。</li> <li>・<u>甲状腺被ばく線量モニタリングを実施するため、測定要員を派遣すること。</u></li> <li>・<u>原子力災害医療派遣チーム</u>を<u>編成</u>し、その派遣を行うこと。</li> <li>・救護所への医療チーム（又は医療関係者）の派遣を行うこと。</li> <li>・避難退域時検査実施のための放射性物質の検査チームの派遣を行うこと。</li> <li>・安定ヨウ素剤配布の支援を行うこと。</li> <li>・その他、原子力災害時に必要な支援を行うこと。</li> </ul> <p>(3) 原子力災害拠点病院における対応 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シャワー設備等による身体の除染</li> <li>・局所又は高線量被ばく患者の診療</li> <li>・内部被ばくの可能性がある者の診療</li> <li>・合併症の根本的な治療</li> <li>・高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センターへの転送の判断等</li> </ul> <p>・<u>甲状腺被ばく線量モニタリングにおける詳細測定等</u> ・<u>原子力災害医療派遣チームの編成・派遣</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 道における対応 (略)</p> <p>原子力災害医療チームは、現地警戒本部又は現地本部の医療班と連携して、必要に応じて次の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被ばく傷病者等の搬送先を医療機関、消防機関等に指示</li> <li>・他府県に対する原子力災害医療派遣チームの派遣要請</li> <li>・国の指示に基づき、安定ヨウ素剤の投与について伝達</li> </ul> <p>・<u>国が備蓄する安定ヨウ素剤の受け入れの調整</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 原子力災害医療活動等の実施 (1)～(3) (略)</p>	<p>『原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件』 改正を踏まえた修正</p> <p>『原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件』 改正を踏まえた修正</p> <p>『原子力災害医療対策マニュアル』改訂を踏まえた修正</p>

現 行 (令和5年1月)	修 正 (令和6年1月)	修正理由
<p>(4) 安定ヨウ素剤の服用の指示</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>図3-7-2 原子力災害医療活動連絡系統図 (略)</p> <p>第8節~第10節 (略)</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>(略)</p> <p>別添1~別添2 (略)</p>	<p>(4) 安定ヨウ素剤の服用の指示等</p> <p><u>ア 服用の指示</u></p> <p>(略)</p> <p><u>イ 国が備蓄する安定ヨウ素剤の受け入れ</u></p> <p><u>道は、施設敷地緊急事態において、国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送に係る事前確認があった場合には、受け入れに係る調整を行うものとする。</u></p> <p>図3-7-2 原子力災害医療活動連絡系統図 (略)</p> <p>第8節~第10節 (略)</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>(略)</p> <p>別添1~別添2 (略)</p>	<p>文言整理</p> <p>『原子力災害対策マニュアル』改訂を踏まえた修正</p>

	現 行 (令和5年1月)	修正 (令和6年1月)	修正理由
<p>《参 考》 災害対策本部等の設置及び配備体制について</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>平常時</p> <p>第1章 総則 「第6節 原子力災害に至らない事故への対応」 平常時からの放射線監視体制や協定による対応</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 「第2節の5 泊発電所に関する安全確保」 平常時からの環境放射線モニタリングや協定による対応</p> <p>↓</p> <p>モニタリング体制の強化、立入調査の実施 報道機関への情報提供等</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【国の対応】 原子力運転検査官を現地に配置し、 巡視、検査などを実施</p> <p>↓</p> <p>運転状況、設備の保全状況 保安規定の遵守状況等</p> </div> </div>			

現 行 (令和5年1月)	修 正 (令和6年1月)	修正理由
<p style="text-align: center;">北海道地域防災計画 (原子力防災計画編)</p> <p>沿 革            昭和61年9月 北海道地域防災計画 (原子力防災計画編) 作成            昭和62年12月 緊急時環境放射線モニタリング実施要領及び                              原子力災害医療活動実施要領 (旧緊急時医療活動実施要領) 作成            (略)            令和5年1月 修 正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">北海道地域防災計画              (原子力防災計画編)              発 行  <u>令和5年 (2023年) 1月</u>              発行人              北海道防災会議              (事務局)              北海道総務部危機対策局原子力安全対策課              問合せ先：防災係              電 話：011-204-5011 (直通)              F A X：011-232-1101 (直通)</p> </div>	<p style="text-align: center;">北海道地域防災計画 (原子力防災計画編)</p> <p>沿 革            昭和61年9月 北海道地域防災計画 (原子力防災計画編) 作成            昭和62年12月 緊急時環境放射線モニタリング実施要領及び                              原子力災害医療活動実施要領 (旧緊急時医療活動実施要領) 作成            (略)            令和5年1月 修 正  <u>令和6年1月 修 正</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">北海道地域防災計画              (原子力防災計画編)              発 行  <u>令和6年 (2024年) 1月</u>              発行人              北海道防災会議              (事務局)              北海道総務部危機対策局原子力安全対策課              問合せ先：防災係              電 話：011-204-5011 (直通)              F A X：011-232-1101 (直通)</p> </div>	